## 事務事業評価シート

事業番号 20		事務事業名 交換物集配委託料	所管部課 教育企画課								
	事務事業の	D目的【1】					根拠法	令等[2]			
事務事業の概要	□ 法律 市立小・中学校及び西原総合教育施設と教育委員会事務局との間において、定期的に交換物を集配することで円滑な学校運営に資することを目的とする。 □ 政令・省令 □ 要綱・要領										
	事業内容・実施方法等/補助の概要[3]										
	【事業内容・実施方法】 原則、開庁日に、教育委員会事務局と西東京市立小・中学校及び西原総合教育施設との間の文書及び物品の集配を行う。 【委託内容】 ・業務時間 午前11時30分から午後5時まで ・業務内容 1日1回、教育委員会事務局に設置されている文書交換箱に分配されている交換物を、各学校等へ巡回しながら配送するとともに、各学校等から教育委員会事務局宛ての交換物を受領する。教育委員会事務局へ帰庁後は受領した交換物を文書交換箱へ分配する。 ・交換業務実施対象箇所 令和2年度は20校、令和3年度は21校、令和4年度から市立全小中学校27校を含む28箇所について委託を行っている。										
	事業開始日	<mark>時期【5】</mark> 平成20年度	実施形態[6]	直			(	)			
		項目	令和2年度 (決算額)		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算見込額)	令和5年度 (予算額)	単位			
	内 主要な約 訳 その他:	事業費(A) 【7】 E要な経費: 委託料		<b>3,616</b>	<b>2,772</b> 2,772	<b>2,619</b> 2,619	<b>4,117</b> 4,117				
事業	財 国庫支出源 地方債	国庫支出金·都支出金 地方債						千円			
費 デ	内 その他 訳 一般財:	その他 ( ) 		3.616	2.772	2.619	4,117				
タ	所要人員(		1.08		0.99	0.02	0.02				
·		費(C)=平均給与×(B)		8,158	7,206	117	117				
		-年度任用職員報酬等(C')【9】		11,774	9.978	2.736	4.234	千円			
	, ,	ıスト(D)=(A)+(C)+(C') 5当たりコスト【10】		11,774	9,976	2,730	4,234				
	(E)=(D)/	)=(D)/ ( 交換業務実施対象箇所 )		421	356	98	_	千円			
	指標名		令和2年度 (実績値)		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度	単位			
評	①交換業務実施対象箇所		28		28	28		施設			
価指標	② 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 交換業務を行った施設の数(市立小・中学校及び西原総合教育施設) 令和2年度は、一部の学校(8校)について直営(学校用務員による集配)にて実施。 令和3年度は移転したひばりが丘中学校を委託化。 令和4年度から残りの7校を委託化し、全校で委託実施。										
事業環境等		・関連団体等の意見【13】 アンケート結果など)	特になし								
		)サービス水準との比較【14】 均値、本市の順位など)	□ 上 □ 中 □ 下 □ 下 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					5日実施			
	代替・	類似サービスの有無【15】	<ul><li>✓ 有</li><li>□ 無</li></ul>	文書交換等委託(総務課)							

<b>[</b> —:	<b>次評価</b> 】							
	検証項目[16]	判定	判定理由					
	事業の必要性	高い	学校運営を円滑に行うためには必要不可欠である。					
Α	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって行うべき事業である。					
	事業(補助)の対象	適切	学校運営を円滑に行うため全校で毎日実施する必要がある。					
	事業(補助)の内容	適切	必要不可欠な業務を全校で委託しており、効率的効果的な委託となっている。					
В	受益者負担	10 91	受益者負担の考え方には該当しない。					
В	事業コスト	普通	他自治体と比較しても標準的なコストである。					
	業務負担		世日/2 体と比較しても標準的なコストである。 委託事業のため業務負担は軽減されている。					
+수=⊤			安郎事業のため未務員担は軽減されている。 )意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目					
快讪	- 次評価【17】	未天心	評価の判断理由及び現状の課題など【18】					
	久計[[[1]]							
		交換便業務は、主に教育委員会事務局と学校間での契約関係、支払伝票、文書関係の収受を行うため、原則として開庁日は毎日実施している。学校においては、日常的に契約、支払い等の事務が発生しており、週5日の交換業務があることで遅滞なく円滑な学校運営につながっている。直営での実施については、労務管理の課題もあり、委託をすることが効率的な事務及び円滑な学校運営につながる。なお、教育委員会以外の市長部局及び関係機関から各学校への啓発、周知などの連絡にも交換便が広く使用されている。						
_								
	<b>次評価</b> 】	如中	***  ウェルカ					
	検証項目	判定	判定理由					
Α	事業の必要性	普通	学校運営を円滑に行うため、各学校等と教育委員会事務局間の交換物の集配業務は必要である。					
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって行うべき事業である。					
	事業(補助)の対象	適切	教育委員会所管の全ての学校等が対象であり適切である。					
_	事業(補助)の内容	適切	必要不可欠な交換物の集配業務を合理的に実施されている。					
В	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。					
	事業コスト		他自治体と比較しても標準的なコストである。					
	業務負担		本委託業務の運用面の業務は軽い。					
検証		業実施 <i>0</i>	D意義を検証する項目 B:事業の内容·実施方法を検証する項目					
	二次評価【17】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】					
	拡充 <u>/</u> 継続実施 改善・見直し 抜本的見直し 廃止	原則として開庁日には毎日実施している教育委員会事務局と学校間での伝票や各種文書等の集配業務は円滑な学校運営に寄与しており、必要不可欠な業務と言える。直営(市職員)による業務実施については、労務管理上の課題や人件費などの面において高コストとなる要因となっていた。市内全校を委託する場合と一部の学校のみを委託する場合の経費に大差はないことから、民間事業者に全校分を一括委託することは合理的と考える。 なお、当面は継続実施が妥当であるが、今後、文書や伝票の電子化による進捗状況に応じて、本業務の頻度や必要性については検証する必要があるものと考える。						
	外部評価[17]		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】					
	拡充 継続実施 改善・見直し 放本的見直し 廃止							
【行革本部評価】								
_	「革本部評価【17】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】					
	」拡充 】継続実施 」改善・見直し 」抜本的見直し 一廃止							
	改善の方向性と 後のスケジュール 【19】							